

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人裕信福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、役員（理事及び監事）、評議員をいう。

(理事会等への出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下理事会等といふ。）に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、出張旅費規定に準ずる。

(役員等の報酬)

第4条 理事長が理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員等が理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の実費は、出張旅費規定に準ずる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監事の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、出張旅費規定に準ずる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支払い方法)

第7条 報酬の支払いは次のとおりとする。

(1) 役員等の報酬については、毎月10日（当日が休日又は、金融機関が休業の場合にはこれらの日の前日）に金融機関に振り込む方法により支払う。

(2) 実費交通費については、その都度現金にて費用を弁償する。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和1年6月1日から施行する。